

新旧対照表

【ラッシュ船に積載されて輸入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について</p> <p>ラッシュ (LASH=LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ (以下「バージ」という。) についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和46年8月21日から当分の間、これにより処理されたい。</p>	<p>ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について</p> <p>ラッシュ (LASH=LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ (以下「バージ」という。) についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和46年8月21日から当分の間、これにより処理されたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税定率法 (明治43年法律第54号。以下「定率法」という。) 第17条第1項第2号又は第3号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p>	<p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税定率法 (明治43年法律第54号。以下「定率法」という。) 第17条第1項第2号又は第3号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p>
<p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(3) 輸入申告書の記載要領</p>	<p>(3) 輸入申告書の記載要領</p>
<p>別紙様式を輸入申告書として使用する場合の記載要領は、次による。この場合、輸入申告書中上段の提出に係る事項の記載は要しない。</p>	<p>別紙様式を輸入申告書として使用する場合の記載要領は、次による。この場合、輸入申告書中上段の提出に係る事項の記載は要しない。</p>
<p>なお、再輸出の際、輸出されたことの確認を容易にするため、輸入申告は、原則として1バージ1申告とするものとするが、輸入されるバージについてあらかじめ輸出の際のラッシュ母船への積込みが同時に行われることが明らかなものについては、当該同時に積み込まれるバージを1申告書に記載させて差し支えない (この場合において、免税適用条項が異なる場合は、免税適用条項ごとに欄を分けて記載させること)。</p>	<p>なお、再輸出の際、輸出されたことの確認を容易にするため、輸入申告は、原則として1バージ1申告とするものとするが、輸入されるバージについてあらかじめ輸出の際のラッシュ母船への積込みが同時に行われることが明らかなものについては、当該同時に積み込まれるバージを1申告書に記載させて差し支えない (この場合において、免税適用条項が異なる場合は、免税適用条項ごとに欄を分けて記載させること)。</p>
<p>イ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p>
<p><u>四</u> (省略)</p> <p><u>ハ</u> (省略)</p> <p><u>二</u> (省略)</p> <p><u>ホ</u> (省略)</p>	<p><u>四</u> (同左)</p> <p><u>ハ</u> (同左)</p> <p><u>二</u> (同左)</p> <p><u>ホ</u> (同左)</p>

新旧対照表

【ラッシュ船に積載されて輸入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ヘ</u> (省略)	上 (同左)
<u>ト</u> (省略)	チ (同左)
<u>チ</u> (省略)	リ (同左)
<u>リ</u> (省略)	又 (同左)
(4)～(8) (省略)	(4)～(8) (同左)
2 輸出の際の通関手続	2 輸出の際の通関手続
(1)及び(2) (同左)	(1)及び(2) (同左)
(3) 輸出申告書の記載要領	(3) 輸出申告書の記載要領
前記1の(5)により交付した輸入許可書を輸出申告書として提出する際の記載要領は、次による。	前記1の(5)により交付した輸入許可書を輸出申告書として提出する際の記載要領は、次による。
イ (省略)	イ (同左)
<u>ロ</u> (省略)	<u>ロ</u> 輸出者住所氏名印 通関業者が代理申告をする場合には、本欄へ押なつは省略させて差し支えない。
<u>ハ</u> (省略)	<u>ハ</u> (同左)
(4)～(7) (省略)	<u>ミ</u> (同左)
	(4)～(7) (同左)